

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年7月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	徳島県
3. 市区町村名	つるぎ町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/docs/3442.html

執行機関名 つるぎ町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年つるぎ町条例第113号)による重度心身障がい者及びひとり親家庭の父母等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの(ひとり親家庭にかかるもの)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		つるぎ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年つるぎ町条例第37号)別表第1第2の項 つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年つるぎ町条例第113号)による重度心身障がい者及びひとり親家庭の父母等の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年つるぎ町条例第113号)第1条及び第2条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、<u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u>に関する原理を明らかにするとともに、<u>母子家庭等及び寡婦</u>に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて<u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、<u>重度心身障がい者等</u>に対し、医療費の一部を助成することにより、その<u>保健向上</u>に寄与し、もつて、<u>重度心身障がい者等の福祉</u>の増進を図ることを目的とする。 第2条 この条例において、「<u>重度心身障がい者等</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。(中略) (3) 別表第3に定める要件を具備する<u>ひとり親家庭の父母等</u></p>
⑦独自利用事務の関連規範		つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例(平成17年つるぎ町条例第113号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭に対する医療費の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者及び扶養義務者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	つるぎ町重度心身障がい者等に対する医療費の助成に関する条例第3条第3項第3号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当の支給に関する情報

備考	
----	--